

守谷市避難行動要支援者登録制度について

1 趣旨

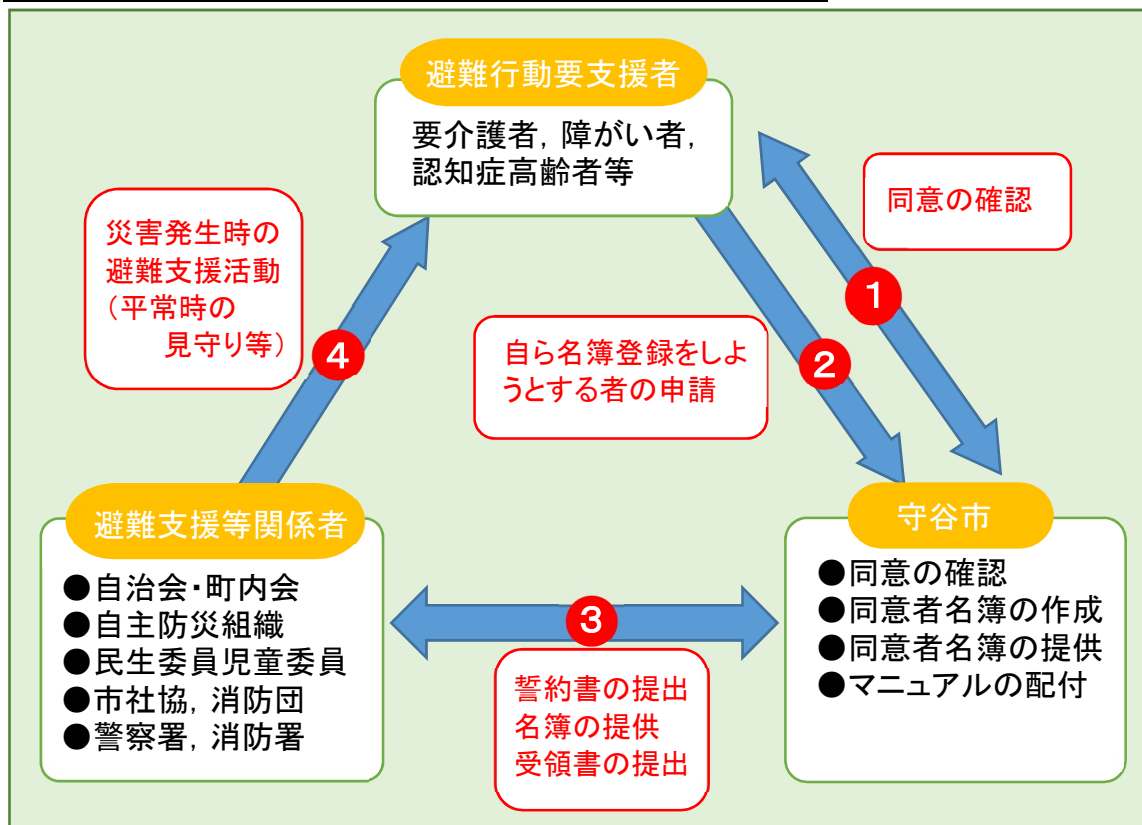
災害対策基本法の改正を踏まえ、市では自ら避難することが困難な避難行動要支援者（高齢者や障がい者など）の名簿を作成するとともに、消防署、警察署及び自治会・町内会等の避難支援等関係者（以下、「支援者」という。）に避難行動要支援者の名簿を提供し、災害時に必要な避難支援等が地域で行えるよう制度化するものです。

2 新たな制度概要について（「避難行動要支援者登録制度」）

市が保有する情報に基づき避難行動要支援者の名簿作成を行い、避難行動要支援者名簿が支援者に提供されることに同意いただいた方を名簿に掲載し平常時から支援者に提供します。災害時は、法律に基づき、名簿提供に不同意の方の名簿情報も提供されます。また、対象の方以外であっても、高齢者で健康に不安のある方や難病の方などは、自ら名簿登録をしようとする場合に申請することで名簿登録が可能となります。

さらに、避難行動要支援者名簿は、平常時から支援者に提供することで、災害時に迅速な避難支援等に活用するものです。

守谷市避難行動要支援者登録制度のイメージ



(1) 避難行動要支援者

災害発生時において、高齢者や障がいをお持ちの方で、自らの力で避難することが困難と思われる方を避難行動要支援の対象者とする。

◎避難行動要支援者

- ① 要介護認定者（要介護 3～5 の方）
- ② 身体障がい者（身体障害者手帳 1・2 級の方）
- ③ 知的障がい者（療育手帳㊤・A の方）
- ④ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方）
- ⑤ 認知症高齢者（要介護 1・2 で自立度ランクⅡ～Ⅳ又はMの方）
- ⑥ 自ら名簿に登録をしようとする者（高齢者で健康に不安のある方、難病の方など）

(2) 避難支援等関係者（支援者）

取手警察署，守谷消防署，自治会・町内会，自主防災組織，民生委員児童委員，守谷市社会福祉協議会，守谷市消防団その他市長が特に認める団体等とする。

(3) 避難行動要支援者名簿に記載する事項

①氏名，②生年月日，③性別，④住所又は居所，⑤電話番号その他の連絡先，⑥避難支援等を必要とする理由，⑦前各号に掲げるもののほか，避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(4) 名簿情報の提供

災害の発生に備え，避難支援等の実施に必要な限度で，避難支援等関係者に対し，避難行動要支援者名簿に記載した情報を提供する。

① 平常時の名簿情報の提供

ア) 同意者名簿の提供

事前に同意を得られた避難行動要支援者の名簿情報（同意者名簿）については，平常時から避難支援等関係者に提供する。

イ) 不同意者名簿の提供等

事前に同意の得られなかった避難行動要支援者の名簿情報（不同意者名簿）については，平常時の名簿情報の閲覧が制限されるため避難支援等関係者への名簿提供は行わない。

② 災害時の名簿情報の提供

法律に基づき，災害により避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危険が迫っている状況下においては，避難行動要支援者本人の同

意を得ることを要せずに、名簿情報を避難支援等関係者その他の支援者に対し名簿情報を提供する。

(5) 名簿情報の保護のための措置

名簿の提供を受ける場合、自治会・町内会等の代表者は市長に「避難行動要支援者名簿の取扱いに関する誓約書」を提出するとともに、名簿受領の際には「受領書」を提出する。

- ・避難行動要支援者に対する必要な支援のために利用すること。
- ・漏えい、紛失等の事故がないよう適切に管理すること。
- ・個人情報には第三者に漏らさないこと（その職を辞した後も同様）。
- ・その職を辞する場合、引継ぎは行わず名簿を市に返却すること。

3 災害対策基本法の改正点

法改正では、避難行動要支援者の名簿作成を市町村長に義務付け、名簿作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害時の情報提供を行うための制度を設けることとしたものである。

【法改正に伴う制度の新旧表】

(新)	(旧)
避難行動要支援者登録制度	災害時要援護者登録制度
<p>【名簿作成の方法】 名簿作成に個人情報が利用できることが規定され、対象者の同意不同意に関わらず名簿が作成できる。</p>	<p>【名簿作成の方法】 手上げ（申請）方式及び同意により名簿を作成する。</p>
<p>【名簿提供と同意】 名簿の外部提供は、対象者の同意に基づいて行う。（同意者名簿の提供）</p>	<p>【名簿提供と同意】 名簿の外部提供は、申請者の同意に基づいて行う。</p>
<p>【災害時の名簿提供】 名簿の外部提供について、不同意者名簿は災害時に提供できる。</p>	<p>【災害時の名簿提供】 申請時の同意取得のため、不同意者の該当がない。</p>

- 4 避難行動要支援者名簿の提供までの経過と今後の予定
- ・平成30年8月 名簿提供に関する同意取得（要支援対象者に通知）
 - ・平成30年8月～ 制度のご案内（避難支援等関係者に通知）
 - ・平成31年1月 同意者名簿（H31.1.1基準）の作成
 - ・平成31年2月～ 同意者名簿の提供（避難支援等関係者に随時）
 - ・令和元年5～7月 名簿提供に関する同意取得（H31.1.1以降新たに要支援の対象となった方に通知）
 - ・令和元年7月 同意者名簿（R1.7.1基準）の作成
 - ・令和元年8月～ 同意者名簿の更新（年2回）、提供
 - ・令和元年11～1月 名簿提供に関する同意取得（R1.7.1以降新たに要支援の対象となった方に通知）
 - ・令和2年1月 同意者名簿（R2.1.1基準）の作成
 - ・令和2年2月～ 同意者名簿の更新（年2回）、提供

5 名簿登録者、同意者名簿（H31.1.1基準）の提供状況（R1.7現在）

(1) 名簿登録者の同意取得状況

同意者名簿	不同意者名簿	登録者の計
1,463名 (73%)	540名 (27%)	2,003名

(2) 同意者名簿の提供状況

①自治会・町内会等への提供

受領の状況	団体数	名簿掲載者数
受領済	58地区 (39%)	799名 (55%)
未受領	91地区 (61%)	664名 (45%)
計	149地区	1,463名

②その他の避難支援等関係者への提供

- ・取手警察署 7月提供
- ・守谷消防署 6月提供
- ・民生委員児童委員 4, 5月提供
- ・守谷市社会福祉協議会 6月提供
- ・守谷市消防団 7月提供

6 参考資料

- ・守谷市避難行動要支援者避難支援マニュアル